

新人看護職員研修事業費補助金実施要綱

平成 27 年 3 月 12 日制定 医政第 1477 号

平成 30 年 4 月 1 日一部改正 医政第 1621 号

(目的)

第 1 病院等において、新人看護職員が基本的な臨床実践能力を獲得するための研修を実施することにより、看護の質の向上、医療安全の確保及び看護職員の早期離職防止を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 病院等 看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成 4 年法律第 86 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 項に規定する病院等をいう。
- (2) 病院等の開設者等 法第 2 条第 3 項に規定する病院等の開設者等をいう。
- (3) 新人看護職員 主として免許取得後に初めて就労する保健師、助産師、看護師及び准看護師をいう。
- (4) 新人保健師 主として免許取得後に初めて保健師として就労する保健師をいう。
- (5) 新人助産師 主として免許取得後に初めて助産師として就労する助産師をいう。
- (6) 新人訪問看護師 法第 2 条第 2 項に規定する指定訪問看護事業を行う事業所に就労する新人看護職員をいう。
- (7) 新人看護職員研修 新人看護職員研修ガイドライン（平成 26 年 2 月 24 日付医政看発 0221 第 6 号厚生労働省医政局看護課長通知。以下「ガイドライン」という。）に沿って実施する研修をいう。
- (8) 新人訪問看護師研修 訪問看護入門プログラム（平成 28 年 2 月 25 日公益社団法人日本看護協会発行）等訪問看護人材育成に関するガイドラインに準拠し体系的かつ計画的に実施する研修をいう。

(事業実施主体)

第 3 この事業の実施主体は、岩手県内に所在する病院等の開設者等（県立病院にあつては、事業管理者）とする。

(事業内容)

第 4 病院等は、ガイドラインに示された以下の項目に沿って、新人看護職員に対する研修を実施する。

- (1) 「新人看護職員研修を支える体制の構築」として、職場適応のサポートやメンタルサポート等の体制を整備すること。
- (2) 「研修における組織の体制」として、組織内で研修責任者、教育担当者及び実地指導者の役割を担う者を明確にすること。なお、専任または兼任のいずれでも差し支えない。
- (3) 「新人看護職員研修」に沿って、到達目標を設定し、その評価を行うとともに、研修の実施にあたっては、研修プログラムを作成すること。
- (4) 新人保健師については、ガイドライン（保健師編）に沿って、到達目標を設定し、その評価を行うとともに、研修の実施にあたっては、研修プログラムを作成すること。

- (5) 新人助産師については、ガイドラインに例示された助産技術に関する項目を含めた研修とすること。
- (6) 新人訪問看護師については、(1) から (3) に加え、新人訪問看護師研修を実施すること。

(県の補助)

第5 知事は別に定めるところにより、事業の実施に必要な経費を予算の範囲内で事業実施主体に対し、補助を行うものとする。